

中之島シティ法律事務所報

N C L a w L e t t e r

第17号

Vol. 17

January, 2020



巻頭言	2
会社法の一部を改正する法律の制定	3
民法改正と交通事故損害賠償実務への影響	6
ALAI2019 Copyright Congress in Prague に参加して	8
近況報告	9
各種研修へ講師として参加して	10
バッドエンドの美学	11
出版案内	12

巻 頭 言

弁護士 松 下 聡

新年明けましておめでとうございます。

旧年中は大変お世話になり、ありがとうございました。本年もどうか、よろしく
お願い致します。

本年4月1日には、2017年に成立した民法（債権法）の改正が、ついに
全面的に施行されます。債権法は、1896年（明治29年）に民法が成立して
以来、初の大改正となります。

特に実務的に影響の大きい部分として、保証に関する改正があげられています。
債権者にとっては、有効な保証契約を成立させ、保証人から実際に回収するため
には、負担が大きくなる部分が多いです。

例えば、いわゆる個人根保証において、必ず極度額を設定するものとされ、無制
限の責任を負わせることはできなくなりました。また、事業のための貸金債務を保
証する場合、代表者等以外が保証人になる場合は、公正証書で保証意思を確認する
こととされました。

さらに、契約後においても、主債務者の委託を受けて保証をした保証人が請求す
る場合、債権者は、債務の履行に関する情報を提供しなければならないとされまし
た。

保証に関しては、従前から安易に保証人になり、結果的に経済的に破綻してしま
うことの弊害が唱えられていたため、保証人保護のための改正が行われたと言えま
す。一方、取引先代表者の個人保証、不動産の賃貸借における保証人など、保証の
需要はまだまだ大きいと思われます。影響を被る皆様については、是非とも施行前
にご相談頂ければと思います。

その他、債権法全体でも、実務的に影響のある改正がなされています。お気軽に
お尋ね頂ければと思います。

一般的な話題としては、東京オリンピック・パラリンピックが、夏に開かれます。
一部の競技の会場が変更になる等、紆余曲折あったようですが、大会が無事に行わ
れ、名勝負が繰り広げられることを期待しています。

会社法の一部を改正する法律の制定

弁護士 阪 口 誠

1 はじめに

令和元年12月4日、会社法の一部を改正する法律が成立し、同月11日に公布されました。

今回の改正は、平成26年6月に改正された会社法の附則25条において、「政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務づけ等所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていた趣旨に従って行われたものです。

以下、改正法の概要を解説することとします。

2 「第1部 株主総会に関する規律の見直し」

(1) 「株主総会資料の電子提供制度」

この制度は、インターネットを利用して株主総会資料の提供を促進するためのもので、総会資料を自社のホームページのウェブサイトに掲載し、株主にそのアドレス等を書面により通知すれば、これまでのように株主から個別に承諾を得なくても、株主に総会資料を提供したとします。この制度を利用する会社は、原則として定款でこの制度を利用する旨の定めをしなければなりません。振替株式を発行している場合は、みなし定款変更により本制度の利用が義務づけられることになっております。もっとも、この場合であっても株主は会社に（書面の）総会資料の交付を請求することができるとされております。

本制度導入の趣旨は、印刷や郵送のために生ずる時間や費用を削減すると共に、より早期に株主に対して総会資料の提供をすることが可能となるというものです。

(2) 「株主提案権」

これは株主提案権の制限に関するもので、近年、ひとりの株主が多数の議案を濫用的に提案する事例が散見されたことから、株主が同一の株主総会において提案することのできる議案の数を10までに制限するというものです。

もっとも、ふたり以上の役員に関する選任・解任議案についてはひとつの議案とし、2以上の定款変更議案に関しても、これらが相互に矛盾する可能性のある議案の場合はひとつの議案とみなされます。例えば、監査等委員会設置会社への移行のための定款変更議案と監査役及び監査役会を廃止するための定款変更議案などはひとつの議案といえます。

3 「第2部 取締役等に関する規律の見直し」

(1) 「取締役等への適切なインセンティブの付与」

ア 取締役の報酬等

監査役会設置会社（公開会社且つ大会社であり、有価証券報告書提出会社に限る）及び監査等委員会設置会社では、取締役会は、取締役（監査等委員を除く）の報酬等についての決定方針、つまり取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針を定めなければならないとしております。

その他、取締役の報酬等に関しては、金銭でない報酬を認める会社に関する規律や報酬に関する情報開示の充実を図るための規律も設けられました。

イ 補償契約

これは、役員等が会社との間で、責任追及された役員等が要した防御費用や賠償金の全部又は一部を会社が補償することを認める契約で、現行法では補償契約に関する明文がなかったため、どのような範囲の費用や損失を負担できるのか、またそのためにはどのような手続が必要なのかが明確ではありませんでした。

そこで、要綱は、役員等として優秀な人材を確保すると共に、役員等が職務執行に萎縮することがないようにするという観点から、補償契約を締結するときは、取締役会の決議によらなければならないとし、補償することができない費用等を明確化しております。

ウ 役員等のために締結される保険契約

これはいわゆる役員等賠償責任保険契約（D&O保険）といわれるもので、既に上場会社では大半の会社が締結しております。

しかし、現行法にはD&O保険に関する定めはなく、要綱では、D&O保険契約を締結するには、取締役会の決議によらなければならないとし、このときは利益相反取引等に関する規定を適用しないとしました。

(2) 社外取締役の活用等

ア 業務執行の社外取締役への委託

これは、会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、その都度、取締役会決議により、社外取締役に業務の執行を委託することができるとするものです。具体的には、経営陣による会社買収のようなケースでこの制度が利用されるといわれております。

イ 社外取締役を置くことの義務付け

これは平成26年の改正時に見送られたもので、要綱では公開会社であり、且つ、会社法上の大会社である監査役会設置会社で有価証券報告書提出会社は、社外取締役を置かなければならないと義務づけられました。もっとも、員数に関しては触れられておらず、要綱上は1名でも足りることになってお

ります。

4 「第3部 その他」

(1) 「社債の管理」

会社は、社債管理者を定めることを要しないときは、社債管理補助者を定めることができるとしました（当該社債が担保付き社債であるときを除く。）。これは社債管理者の権限が広範であり、義務、責任が厳格であり、なり手の確保が難しいという現実から、社債管理者よりも裁量範囲が限られた社債管理補助者という制度を認めたものです。また、これに関連し、社債管理補助者の資格、義務、権限等、責任、辞任、解任等々について定められております。

(2) 「株式交付」

株式交付という制度を新設しようとするものです。株式交付とは、A社が、B社を子会社とするために、B社の株主から株式を譲り受け、その対価として、A社の株式を交付するというものです。

現行法でも、①株式交換という制度が認められておりますが、完全子会社とする場合にしか利用できませんし、②B社の株式を現物出資して募集株式を発行することも可能ですが、検査役の選任手続や財産価額填補責任が存するため、利用されることが少なく、新たな組織再編手続を認めようとするものです。

(3) 「その他」

① 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

監査等委員及び監査委員を除く取締役等の責任を追及する訴えにおいて、会社が訴訟上の和解をするとき、監査役設置会社にあつては監査役、監査等委員会設置会社にあつては各監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては各監査委員の同意を得なければならないとされました。

② 議決権行使書面の閲覧等

議決権行使書面の閲覧請求の手続や拒絶理由を明記しました。電磁的方法による議決権行使により記録された事項や議決権の代理行使に関する資料等についても同様の規律を設けられることになりました。

③ 会社の登記に関する見直し

支店の所在地における登記が廃止されたほか、新株予約権に関する登記事項についての規律が改正されました。

④ 取締役等の欠格条項の削除とこれに伴う規律の整備

成年被後見人や被保佐人でも取締役等に就任することができるようにすると共に、その就任承諾について規律が設けられました。

1 はじめに

2017年5月に成立した民法の一部を改正する法律が2020年4月1日から施行されます。この改正は、契約等に関する基本的なルールを定めた「債権法」に関する部分に関して行われ、現在の裁判や取引実務で通用しているルールを明確化することが主な目的です。

そのため、交通事故に関するルールを直接的に改正するものではありませんが、今回の改正にともない、交通事故のルールにも一定の影響がありますので、まとめてみました。

2 時効

(1) 改正前は、①「損害及び加害者を知ったときから3年」で時効になり、②不法行為時から「20年」の除斥期間が設定されていました。

改正により、①人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権（いわゆる人損）については、改正前の3年から5年に変更されます。また、②「20年」は除斥期間でなく、時効期間であると明記されました。

①により、3年の期間中に後遺症の有無が明確になっていない場合等では念のため3年以内に訴訟提起するということがなされていましたが、期間がのびることで急いで訴訟提起するというケースが減りそうです。

②については、レアケースですが、事故から20年近く経過した段階で症状固定していない場合、「除斥期間」となると訴訟提起せざるを得なくなるのですが、「時効期間」であれば完成猶予制度が使えるためその間に検討することが可能になります。

(2) 協議による完成猶予

改正前は、時効の進行を止める場面について、「中断」事由という枠組みで整理していましたが、改正後は「完成猶予」という表現で整理されることになりました。

その完成猶予の中に、協議による完成猶予という新たな枠組みが設けられました。これにより、後遺症の認定のために長期間経過している場面において、協議を行うことの合意を書面で行うことで、一定期間時効完成が猶予されることとなります。

3 法定利率の変更

(1) ①事故後、示談による解決ができず、訴訟となり判決がなされる場合、事故日から解決に至るまでの間の遅延損害金が認定されることとなります。また、②被害

者が死亡、後遺障害が残った場合には、失われた将来の損害について、一括支払がなされる代わりに中間利息を利率分割り引く（中間利息の控除）という処理がなされます。

これらの場面において、法定利率が用いられますが、現行民法では年5%の固定制となっていますが、改正で年3%に低下した上で変動制が採用されることとなりました。

(2) ①遅延損害金

前述しました事故日から20年ギリギリで訴訟提起した場合には、改正前の年5%を前提にすると遅延損害金だけで元金とほぼ同額になるというケースがありました。わずか2%の低下ですが、元金が高額になる場合、大きく影響します。

なお、変動制の部分については、事故時の法定利率に固定されると考えられるため、細かな変動が常時行われ、気にする必要があるというイメージとは異なります。

(3) ②中間利息の控除額

今回の改正で、交通事故分野で最も大きな影響があるのが、この中間利息の控除の場面です。前述しましたとおり、死亡・後遺障害の逸失利益算定においては、中間利息を控除して算出することが判例・保険実務において定着しており、改正前は年5%の割合で控除していましたが、改正後は少なくとも3年は年3%で計算することになります。その結果、控除される額が減少する、すなわち被害者が得られる賠償額が増加するということになります。他方、仮に法定利率が7%に上昇した場合、得られる賠償額が減少することになります。

法制審第90回会議で提出されたされた日本損害保険協会作成の資料によると、後遺障害事案におけるモデル事例では、法定利率による相違点について、以下の計算額が示されました（なお、設定された条件等は法務省ホームページで確認できますのでご参照下さい）。

- ・ 5%の場合：5559万7219円
- ・ 3%の場合：+1930万円（34.7%）
- ・ 7%の場合：-1239万円（▲22.3%）

このようにして、事故時における法定利率によって損害賠償額が変わる可能性があるため、損害の公平な分担という損害賠償の理念と整合しない点について、今後の問題点として検討される必要が残ります。

ALAI2019 Copyright Congress in Prague に参加して

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司

ALAI(Association litteraire et artistique internationale 国際著作権法学会)は、これまでウィーン大会・ブラッセル大会と出席していましたが、久しぶりの参加となりました。

今年のテーマは、著作権の管理に関するもので、47 か国から300 人以上のメンバーの参加がありました。競争法の観点と国をまたぐ emerging business に関する管理の報告は日本では味わえない新鮮な視点を感じ刺激を受けました (写真 1)。

写真 1



期間中に私と同世代のプラハ育ちのプラハ人(?)と時間を共にする機会がありました。共産圏の時代、プラハの春と旧ソ連軍の軍事介入、ベルリンの壁の崩壊とビロード革命を経て、今日に至る一連の激動を経験してきた彼女の話の聴くと、文字づらの知識ではない実感として迫ってくるものがありました。チェコとポーランドは東欧圏とアバウトな認識しかない自身の無知にも気付きました。

写真 2



それにしても「百塔の都」といわれるプラハはヴルタヴァ(モルダウ)川河畔に中世の歴史的建築群が広がり息をのむ素晴らしい佇まいでした (写真 2)。時間の許す限り同地の空気を共有したいと歩き、食べ、しゃべり、見聞きました。古い教会の多さに圧倒され旧市街広

場には誇らしげに宗教改革で有名なヤン・フス像が建っているのを目の当たりにして宗教心の篤いお国柄と思いきや無宗教(secular)の方が多数派と驚きを隠せませんでした。

写真 3



是非訪れたいと考えていた場所がテレジン¹です(写真 3)。その願いは叶い、遠くない過去にこのような現実が本当に展開されていたのだと人間のえも言われぬ恐ろしさと悲惨さに押し倒され言葉を失いました。

写真 4



訪問はあっという間の一刻でした。ヴィシュヴラドを散策した折に立ち

寄った店のビールの味わい(因みにチェコはビールの消費量世界1です)(写真 4)、ルドルフィヌムのドボルザークホール3階の「row 0/seat 0」チケットの立ち見でチェコフィル(指揮セムヨン・ビシュコフ)を鑑賞できた喜び(写真 5)、世界で最も美しい世界遺産の町と称されるチェスキークロムロフに立ち寄ることも出来ました。

写真 5



英気を養えた至福の時間となり、このような機会に恵まれたことを感謝しています。

¹ 私はNHKのドキュメンタリーでこの場所のことを知った。それで野村路子著「テレジン収容所 小さな画家たち詩人たち」(22世紀アート)にも触れていたのでも何とでも同所を訪れたいと願っていた。さらに林光著「現代作曲家探訪記」(ヤマハミュージックメディア)所収の「テレジンの作曲家たち」252頁~262頁もたまたま読んでいたので、どうしても何かに導かれているような気持ちになっていた。

近況報告

弁護士 安田 幸司

昨年5月にNY州弁護士の登録が完了したことは、前回の事務所報でお伝えしたとおりです。もっとも、NY州の弁護士登録をしたからといって英語を使った案件が急激に増えるわけではありませんが、昨年は、パートナー弁護士のクライアントの案件や、知人弁護士からの紹介して頂いた案件など、これまで以上に英語を使った案件が多かった1年となりました。

今年、2020年も、国内の案件のみならず、渉外関係の案件にも携わっていくことができると思っております。そのためにも、今年は、英語での法律知識を蓄えていくことはもちろん、英語力のキープ（向上）にも務めていこうと考えております。

私は、2014年から Inter-Pacific Bar Association（環太平洋法曹協会）（以下、「IPBA」といいます。）の会員になっております。そして、今年は4月20日から23日までの日程で、上海にて IPBA の年次総会が開催される予定となっております。

私は、2015年に香港で開催された年次総会に参加したきりで、その後は留学の準備等もあり、年次総会には参加できておりませんでした。しかし、今年は、5年ぶりに IPBA の年次総会に参加する予定でおります。

留学時代の中国人同級生の数名が上海で仕事をしていることもあり、久しぶりに留学時代の同級生とも会い、近況報告をしあうことができたらと思っております。

話は大きく変わりますが、昨年は中国とアメリカから、また、今年は新年早々タイから、留学時代の同級生（友人）が、大阪に遊びに来てくれました。寿司やすき焼きといった日本料理を食べたいというリクエストを受け、これらのお店に連れて行ってあげ、友人も食事には満足してくれました。

その一方で、食事の後の2軒目のお店として、どこに連れて行けばいいのか非常に悩みます。結局、いつも HUB などのバーで飲むこととなってしまいます。

この私の原稿をお読みくださった方の中に、「このお店、日本語が全くわからない友人（外国人）を連れて行っても絶対に満足してくれるよ」というお店をご存知の方がいらっしゃいましたら、是非ともお教え頂きたく存じます。

各種研修への講師として参加して

弁護士 矢倉 雄太

I はじめに

昨年は、非常に有難いことに三山弁護士とともに、大きく「事業活動と著作権」というテーマで、5月には某企業様における社内研修の講師、9月には一般社団法人大阪発明協会さまご主催のセミナーの講師を拝命し、皆様の前でお話をさせていただく機会に恵まれました。

また、10月には、司法修習生に対して「知的財産契約」（主として特許ライセンス契約）に関する講義の講師を担当させていただく機会も頂きました。

II 社内研修の「実」を上げるコツについて

今般担当させていただきました社内研修を通じて、社内研修の「実」を上げていただくポイントは、研修「前」「後」における従業員の方からの「質疑」であることを改めて強く感じておりました。

社内研修「前」の「質疑」からは、日常の業務においてどのような内容が悩ましいと感じているのかを直接的に知ることができ、またそのような日常の業務においてどのようなリスクが存在しそうかを、法務・知財部の方において間接的に知る手がかりとなります（もちろん、研修資料の作成にも役立ってます）。

社内研修「後」の「質疑」からは、著作権法上の「白（セーフ）」と「黒（アウト）」と「灰（グレー）」とを学んだ従業員の方が、自己の日常業務を思い返して、それまで疑問に感じなかったような新たな疑問を感じることもあり（「実はあの業務も危ない or 危なかったのでは？」）、「気付き」を得ることができます²。

現に、私が担当しました社内研修では、社内研修「後」の質疑から、「前」の質疑とは別個の「懸案事項」が垣間見えたように思います。

また、社内研修に伴う「質問」という形を採ることで、かしくまった聴き取りよりも、比較的ざっくばらんに情報収集が可能なケースが多い印象です。

このように、社内研修自体により、社内における著作権に関する様々なリスクを把握できる可能性が高く、情報収集の場となる³ことはもとより、その「前」「後」の「質疑」を上手く活用することが、その「実」を上げる「コツ」であることを、この度の一連の講師活動を通じて改めて強く感じた次第です。

¹ 次回以降の研修資料の作成にも役立つことは言を俟ちません。

² また、このようなリスクは、自社の事業から生じる固有のリスクである可能性もあり、社内研修及び質疑の積み重ねが、有益な社内資料となり得ます。

数か月ほど前の話になりますが、東京・松屋銀座で開催されていた「天気の子展」に行ってきました。新海誠監督作品『天気の子』の企画書、絵コンテ、設定、作画、美術背景等が展示されていたり、日本気象協会の協力のもと、作中に登場する気象現象の再現・解説なども展示されているなど、興味深い内容でした。この展示会は順次全国巡回予定で、2020年には大阪でも開催されるようです。

そういえば、新海監督の前作『君の名は。』を初めて観た（最終的に5回映画館で鑑賞しました）時、新海監督の過去の作品とは異なる、（観た者の解釈に委ねない）明確なハッピーエンドが非常に印象深かったです。

ところで、2004年にアメリカで製作された映画『バタフライ・エフェクト』の（劇場公開版の）結末（ここでの対比という意味ではバッドエンド）も非常に好きなのですが、『君の名は。』の結末といずれも好きなのは果たして「矛盾」なのでしょう。一方でバッドエンドに心を掴まれつつ、他方でハッピーエンドに心打たれている。これはおかしいことなのか。

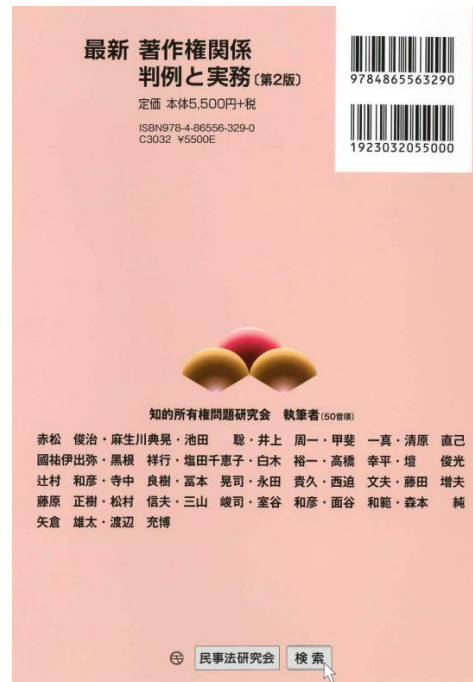
この疑問に対する回答は、『バタフライ・エフェクト』の登場人物は、おしなべて、お世辞にも良い人とは言い難く、主人公やヒロインも含めて（周囲の悪影響によるものだとしても）真面目に生きてきたわけではないという点にあるのでしょうか。最終的な結末も主人公がそれまでに経験した他の世界線の結末よりは随分とマシなものだと思います。その意味では、ベストではないにせよベターな結末ではあるわけです。『バタフライ・エフェクト』は、不真面目な登場人物が絶望的な結末を回避しつつそれなりの結末を獲得する、という意味で、納得感のある物語なのです。

もし『君の名は。』の結末が『バタフライ・エフェクト』の結末と同様だったら、納得感は薄いでしょう（新海監督の過去作品が好きな方々からは別の意見もあるでしょうが）。逆に、『バタフライ・エフェクト』の結末が『君の名は。』と同様であっても、納得感は薄いでしょう。実際、『バタフライ・エフェクト』のレンタル版には、エンディングの別バージョンとしてハッピーエンドとなるものが収録されているのですが、この結末の方が好きだという評価はあまり見かけません。監督自身、この結末を否定しています。

物語の結末は、その物語自体と切っても切れない関係にあるのであり、物語の結末だけを取り出して良し悪しを判断することはできないのでしょうか。その物語に相応しい結末を見せること（結末の見せ方）がエンターテインメントの本質なのでしょう。そこにこそ納得感が生まれ、見る人の心を掴む素晴らしい作品になるのだと思った今日この頃です。

◇ 出版案内 ◇

最新著作権関係判例と実務〔第2版〕(知的所有権問題研究会編 代表松村信夫・三山峻司／民事法研究会 2019年12月に発行)に、当事務所弁護士・弁理士三山峻司と弁護士矢倉雄太が共同執筆させて頂きました。



所属弁護士

弁護士・弁理士・社会福祉士 三山 峻司

弁護士 阪口 誠

弁護士 湯浅 靖

弁護士 松下 聡

弁護士・NY州弁護士 安田 幸司

弁護士 矢倉 雄太

弁護士 塩田 陽一郎

中之島シティ法律事務所

〒530-0005

大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル9階

TEL 06-6203-2355

FAX 06-6203-2356

http://www.nclaw.jp E-mail : info@nclaw.jp

